

中学一般入試 第1回 社会 訂正

2 7ページ〔資料4〕

(誤) 鳥取 人口 145 (万人)

↓

(正) 59 (万人)

2018 年度入学試験問題（第 1 回）

社 会

(30 分)

【注 意】

- ① この試験の問題文・設問は，1 ページから 8 ページに印刷されています。
問題は **1** と **2** があります。
- ② 解答は必ず「解答用紙」のきめられたわくの中にはっきり書きなさい。

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

1868年、江戸幕府に代わって、天皇を中心とした政府が作られました。新政府は欧米おうべいを手本とする近代化政策をすすめていきました。1871年には藩はんを廃止して新しく府と県を置く(1)が行われました。1872年には「学制」が出されて義務教育の方針が示されました。1873年には近代的な軍隊を作るための(2)が出され、さらに「地租改正」が始まりました。

これから、米を作る農民を例に「地租改正」について説明していきます。「地租改正」は税金についての改革です。これまでの税金は「年貢ねんぐ」といい、農民は収穫しゅうかくした米の4割前後を米のまま幕府や大名、そして(1)以降は政府に納めるものでした。政府は納められた米を売ってはじめて現金を手にすることができました。そして毎年の米価により政府の収入は変わります。ですから政府の収入は年によって大きく変わる不安定なものでした。これでは官営工場などを作って近代的な工業を発展させようとする殖産興業しょくさんこうぎょう政策や強い軍隊を作ることなどはむずかしいのです。そこで政府は、土地の価格(地価)に3%をかけた額を地租として現金で納めさせることにしました。地価と税率が変わらなければ納める額は変わりません。これが「地租改正」です。「地租改正」で政府の収入は安定しました。また米価が上がることなどで農民の収入が増えれば農民にとって地租の負担は軽くなります。

1873年は政府の中で大きな対立がおこった年でもありました。大久保利通は殖産興業政策を推進することを主張しましたが、西郷隆盛や板垣退助たちは近代化政策に不満を持つ士族を救うべきだとして具体的には朝鮮を武力で開国させることを主張しました。結局西郷や板垣たちは自分たちの主張が実現しなかったので政府を離れました。西郷は鹿児島に帰り、1877年に(3)と呼ばれる反乱をおこして政府を倒そうとしましたが失敗しました。

板垣は別の道を進みました。1874年1月、板垣は仲間とともに「民撰議院設立みんせんぎいんせつりつ建白書けんぱくしょ」を政府に提出しました。このなかで板垣たちは欧米のように国会を開き国民の意見によって政治を行うべきだと主張しました。この主張を実現させるための政治運動を(4)運動といいます。政府はこれをおさえようとした

が、ついに1890年に国会を開くと約束しました。一番おくれていた政治の近代化がようやく実現したのです。

1890年に開かれた国会は衆議院と貴族院からなり、国民が選んだ議員からなる国会は衆議院だけでした。有権者(議員を選ぶことができる人)は25歳以上の男子で直接国税を15円以上納めるものとされ、有権者の数は約45万人、全人口にしめる割合は約1.1%でした。有権者は地租を納める地主が大半で、かれらは地租の減税を求めました。このため第1回の総選挙では政府の進める「富国強兵」政策に反対し地租減税を主張する議員が多く当選しました。かれらのことを「民党」といいます。1890年から1893年までの4回の国会では予算案をめぐる政府と民党がきびしく対立しました。しかし結局減税は実現しませんでした。そして第4国会を最後に民党は減税を強く主張しなくなります。むしろ経済発展のために政府が積極的にお金を使うことを求めるようになりました。これは有権者の主張でもありました。地主たちはしだいに減税をどうしても必要とは考えなくなり、経済発展を求めるようになります。こうして政府と衆議院が全面的に対立する時代は終わり、日本の政治は新しい段階に入っていったのです。

問1 文中の(1)～(4)にあてはまる語を入れなさい。

問2 「地租改正」以前の政府の収入が不安定だった理由を2つ答えなさい。

問3 資料1を読んで国会を開くべきだという主張の理由を2つ答えなさい。

問4 資料2のア～オの県は、国会開設を求める署名に参加した人数(1874年から1885年の合計)が上位の5県です。県名を答えなさい。

問5 なぜ地主たちが地租の減税を強く主張せず経済発展をより求めるようになったかを、地租という税金の性質と資料3から説明しなさい。

[資料1] 「民撰議院設立建白書」

われわれが見るに、今の日本で政治の権力をにぎっているのは天皇陛下でもなく、国民でもなく、ただ一部の官僚たちである。(中略)このひどい状態を変えるためには天下の国民が議論を行うしかありえない。そしてこうした議論を行うためには、国民が選んだ議員からなる国会を作る以外にない。(中略)そもそも政府に税金を払うものは、政治に参加し意見を述べる権利を持っているのだ。

(小学生にわかりやすいように、原文を変えてあります。)

[資料2]



[資料3] 米価のうつりかわり(5年間の平均)

明治元年～5年(1868～72年)	6.74円
明治6年～10年(1873～77年)	5.98円
明治11年～15年(1878～82年)	9.09円
明治16年～20年(1883～87年)	5.71円
明治21年～25年(1888～92年)	6.83円
明治26年～30年(1893～97年)	9.35円

注：東京深川の正米市場での米1石(150kg)の価格

2

次の文章は市町村合併と地方財政について述べています。設問に答えなさい。

現在、全国に約1700の市町村があり、地域住民の生活の場となっています。

明治前期のころ、江戸時代の「まち」と「むら」を引き継いだ市町村は全国で7万を数えました。しかし、近代的な地方行政組織としては規模が小さいため、1889年に市町村制ができ、強引に1万5000に再編されました。

1955年頃にも大合併があり、9800以上あった市町村が1965年頃には3400となり、「昭和の大合併」と呼ばれました。今回、政府がすすめた「平成の大合併」では、1990年代に3200以上あった市町村が、2010年には1700の市町村となり、大きく減少しました。政府は合併の特例を認める法律を作り、この動きを推進しました。

平成の大合併の背景には、多くの市町村が財政に苦しみ、国から受け取る地方交付税に頼っている状況がありました。しかし、国の財政状況もきびしく、国と地方の借金をあわせると1000兆円ほどにもなり、なお増え続けています。国は地方交付税を減らし、ムダを省くため合併をすすめました。全国の都道府県ごとの合併状況をみるとかなりの差があらわれています。その状況の一部を資料1に紹介①します。

[資料1] 平成の大合併による一部の都県の市町村数の変化

	1999年(平成11年)3月31日現在				2014年(平成26年)4月5日現在			
	市町村数	市	町	村	市町村数	市	町	村
東京都	40	27	5	8	39	26	5	8
神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1
鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1
島根県	59	8	41	10	19	8	10	1

(総務省による)

市町村，そして都道府県は，地方自治体(地方公共団体)と呼ばれ，幼稚園・学校・警察や消防・病院・上下水道や道路やゴミ処理などの仕事をしています。また，② 戸籍・国民年金・国政選挙・国道の管理などの仕事を処理しています。近年，社会福祉・教育・環境整備など，地方自治体の行うべき仕事が増えるいっぽうなので支出が増え，地方自治体の財政が苦しくなってきました。

地方自治のしくみでは，都道府県議会，市町村議会の地方議会が(A)と予算などを審議します。知事や市町村長などの首長しゅちやうは，その議会の議決にもとづいて仕事をするように自治体職員に指示します。地方自治体の住民には，地方議会の議員と首長を(B)選挙する権利が憲法で保障されているほか，法律によって「首長や議員の解職」「(A)の制定」などを請求する権利もあります。

日本国憲法(一部の条文)

第九三条 ② 地方公共団体の長，その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員りいんは，その地方公共団体の住民が，(B)これを選挙する。

第九四条 地方公共団体は，その財産を管理し，事務を処理し，及び行政を執行しっこうする権能を有し，法律の範囲内で(A)を制定することができる。

語群： 政令 命令 憲法 間接 条例 直接 規則 指名

[資料2] 国と地方の税金の配分

2015年度決算 総額99.1兆円	地方税	国税
	39.5%	60.5%

[資料3] 地方公共団体の収入構成(全国)

2015年度決算 総額101.9兆円	「地方の自主財源 38%」		「国に依存する財源 35%」	
	地方税	**地方交付税 17%	*国庫支出金 15%	借入金など 27%
		↑ 地方譲渡税など 3%		

* 国庫支出金：義務教育や生活保護費の国庫負担金と補助金や委任事務の委託金などで、国が地方公共団体に対して資金の使いみちを指定して交付する。

** 地方交付税：地方公共団体間の格差を調整するため、国税から所得税・酒税の32%，法人税の34%，消費税の29.5%，たばこ税の25%を地方公共団体に配分したもので、使いみちに指定はない。

[資料4] 一部の都県の収入構成 (2015年度決算)

都県名	歳入総額 (億円)	人口(万人)	構成のうちわけ(%)			
			地方税	地方交付税	国庫支出金	その他
東京	71,863	1320	72		5	23
神奈川	19,817	910	63	5	9	23
鳥取	3,557	145	14	38	18	35
鳥根	5,190	71	12	34	14	40

(総務省による)

問1 本文中と日本国憲法第九三条・第九四条の(A)(B)には同じ用語が入ります。(A)(B)にあてはまる用語を語群から選びなさい。

問2 下線部①について、資料1から合併した市町村の数の違いを読み取り、大きく変化した県についてその理由を答えなさい。

問3 下線部②の仕事は、地方自治体の他の仕事とどんな違いがあるか答えなさい。

問4 資料2～4をみて、鳥取・島根など多くの県の財政にとって、地方交付税はどんな存在なのか説明しなさい。

